

令和5年度厚生労働省「看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業」

テーマ：院内から地域へ特定行為研修修了者の活躍を考える

## 2023年度 特定行為研修シンポジウム

### 特定行為研修制度の現状と今後の方向性

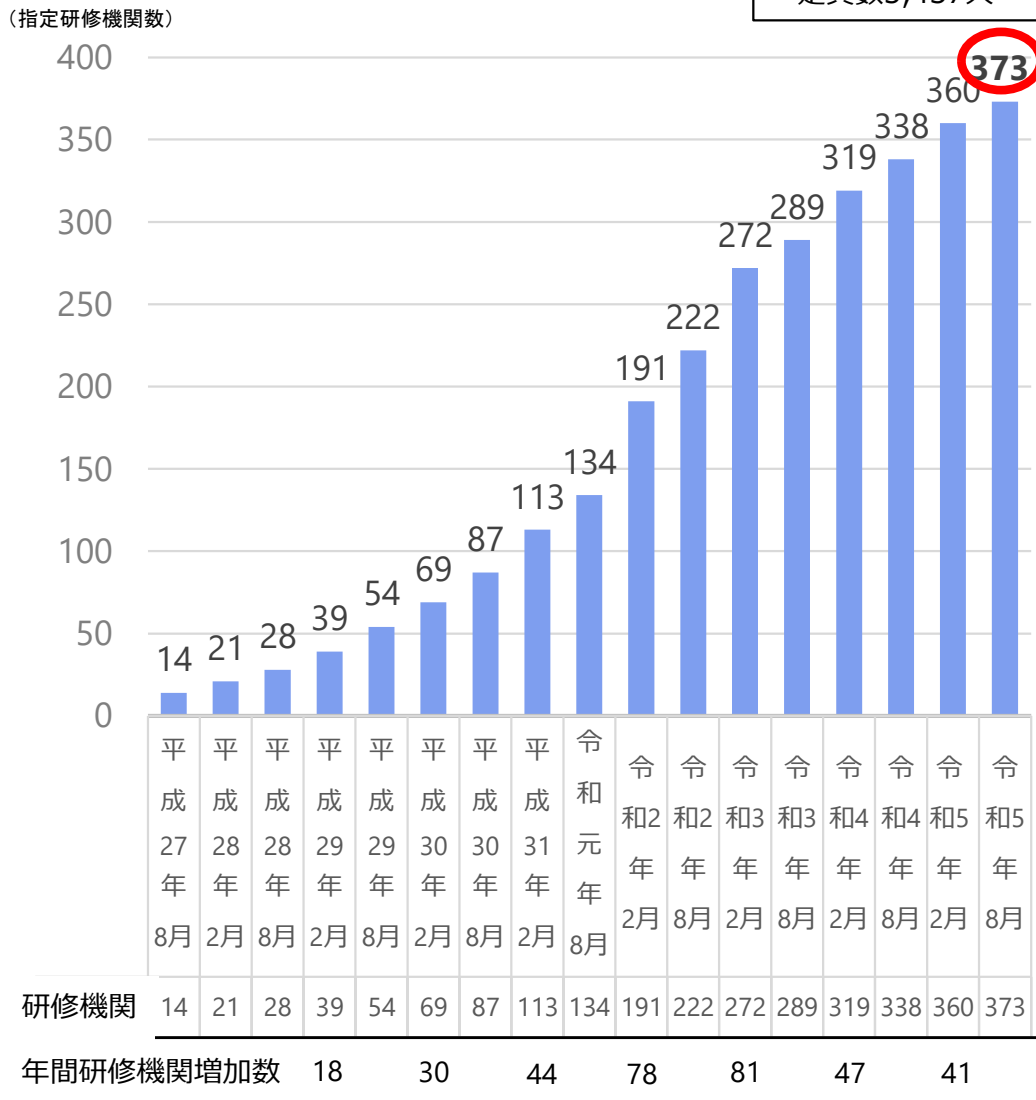
厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室長

後藤 友美

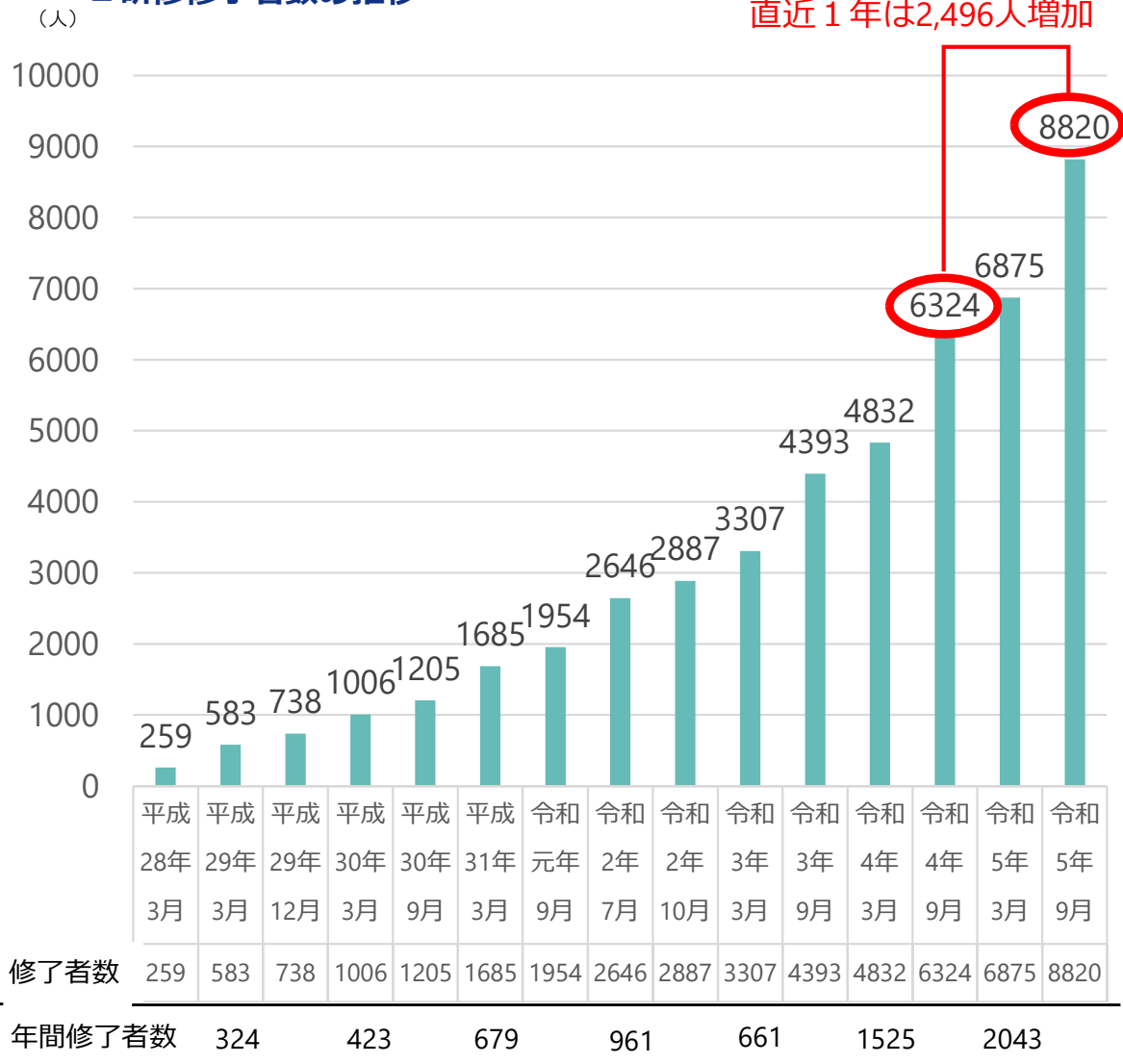
# 現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年8月現在で**373**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は **5,437**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年8月現在で**8,820**名である。

## ■ 指定研修機関数の推移



## ■ 研修修了者の推移



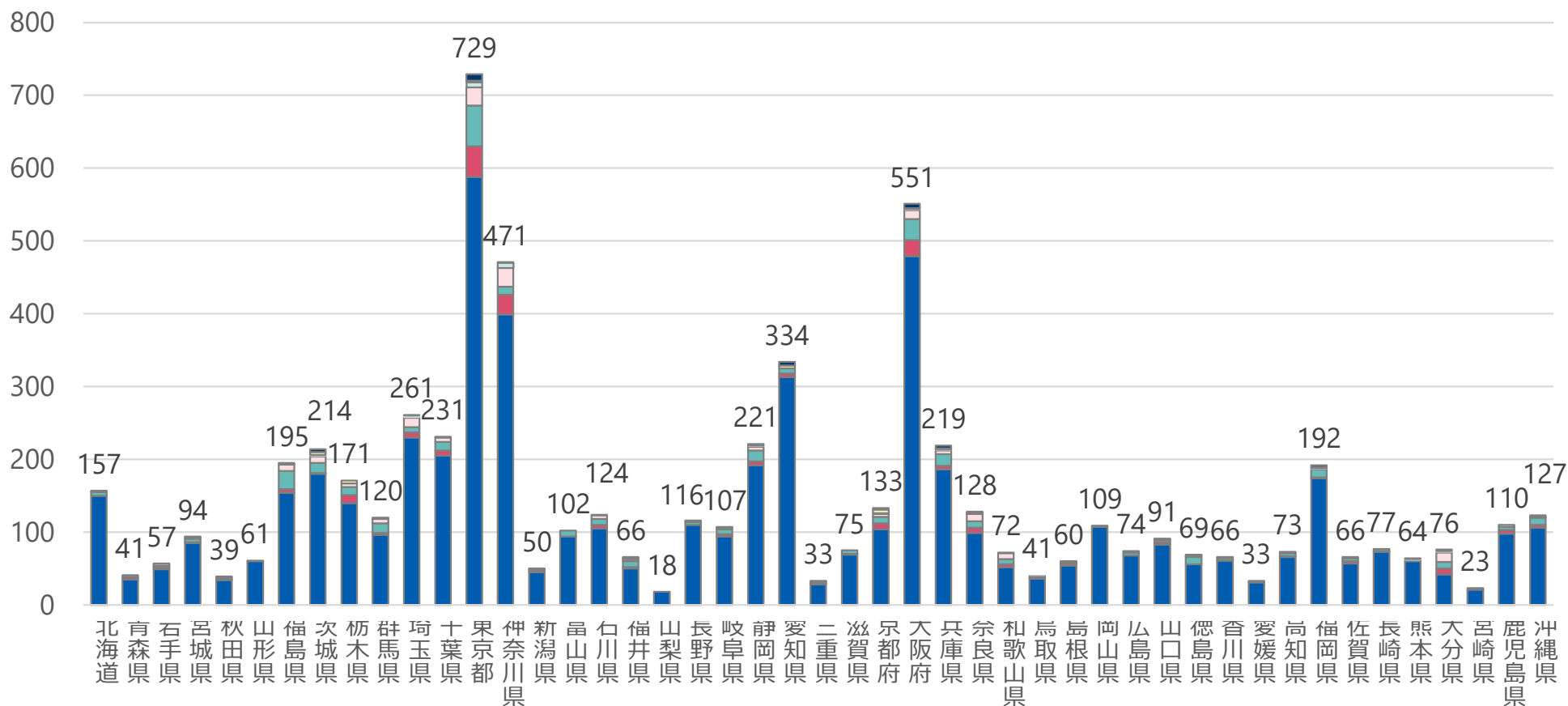
# 特定行為研修修了者の就業状況

## 【就業場所別】

|         | 病院    | 診療所  | 訪問看護<br>ステーション | 介護保険施設 | 社会福祉施設 | 看護師等学校養成所<br>又は研究機関 | その他  | 合計     |
|---------|-------|------|----------------|--------|--------|---------------------|------|--------|
| 就業者数（人） | 5,636 | 214  | 375            | 194    | 33     | 40                  | 49   | 6,541  |
| 割合      | 86.2% | 3.3% | 5.7%           | 3.0%   | 0.5%   | 0.6%                | 0.7% | 100.0% |

## 【都道府県別】

(人) ■ 病院 ■ 診療所 ■ 訪問看護ステーション ■ 介護保険施設 ■ 社会福祉施設 ■ 看護師等学校養成所又は研究機関 ■ その他



# 地域における特定行為研修修了者の配置と活動の推進に向けて 各機関に期待される役割

## 特定行為研修修了者を配置する 訪問看護ステーション・施設

### 【受講前】

- 特定行為研修の受講支援（勤務調整、補助金等の支援策の活用等）
- 実習場所の調整（できる限り活動する場所での実習を実施） 等

### 【受講後】

- 修了者の活用に関する医療機関等への説明、働きかけ
- 安全な特定行為実施のための施設内の体制整備 等

## 指定研修機関

- 自施設/グループ以外の受講者（外部受講者）の積極的な受入れ
- 外部受講者が受講しやすい環境整備（実習場所の調整等）
- 研修受講後のフォローアップ（個人・地域）  
等

## 在宅医療に携わる地域の医療機関等

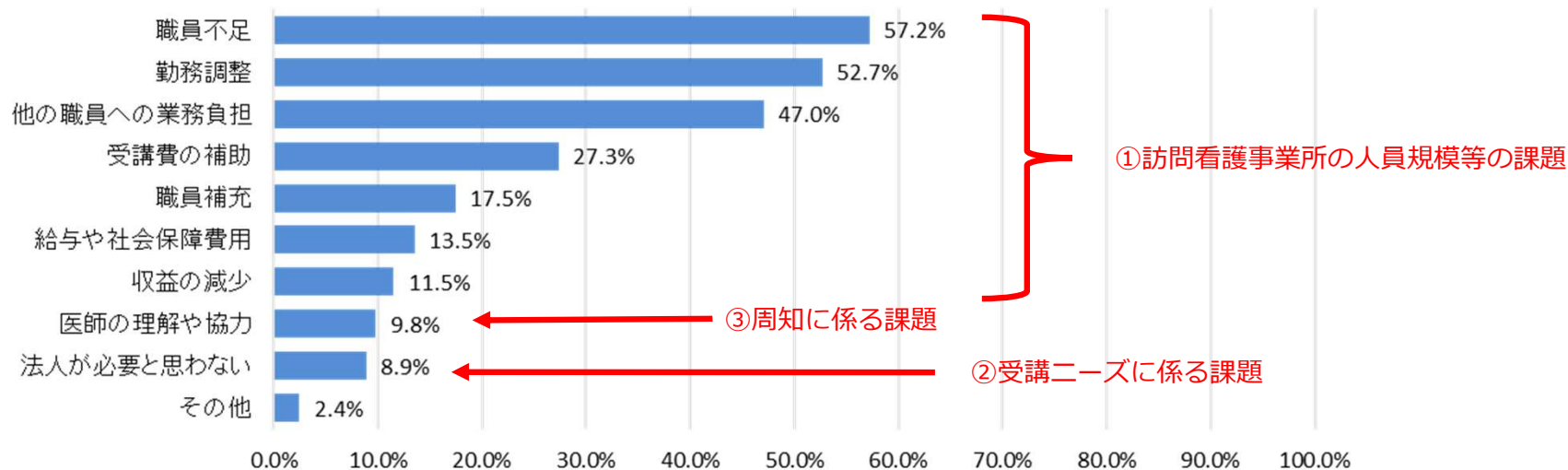
- 特定行為研修制度の理解
- 連携する訪問看護ステーションに修了者が配置されている場合は、必要に応じて手順書を発行
- 連携する訪問看護ステーションにおける実習支援 等



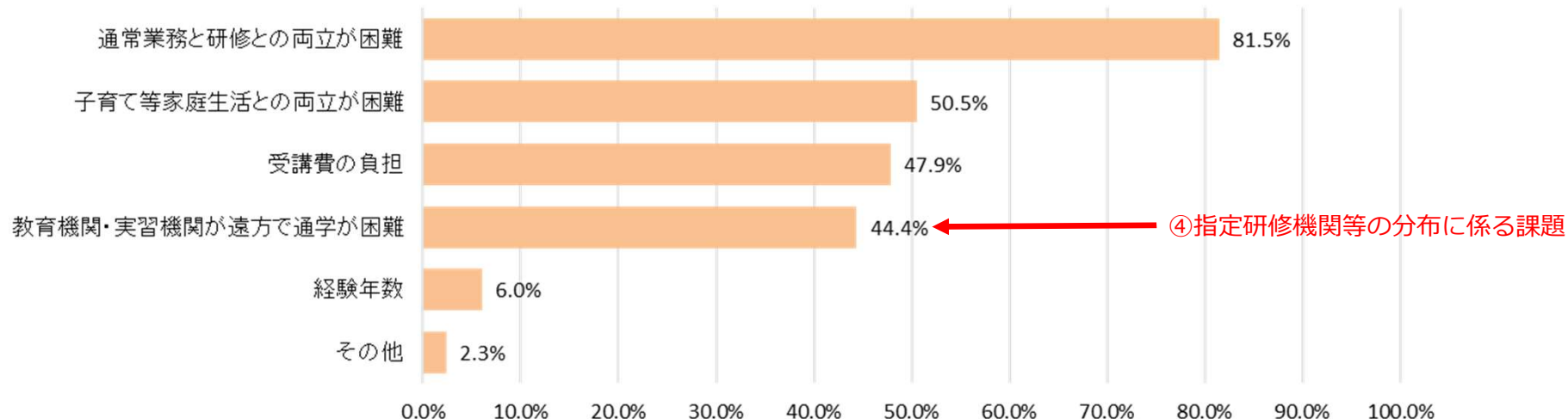
# 在宅・慢性期領域における特定行為研修の推進について (訪問看護ステーション管理者が感じる職員が受講するにあたっての課題)

- 受講に関するステーションの課題として最も多かったのは、「職員不足」であった。次いで「勤務調整」「他の職員への業務負担」であった。
- 看護職員に想定される課題としては「通常業務と研修との両立が困難」が最も多く、次いで「子育て等家庭生活との両立が困難」「受講費の負担」「教育機関・実習機関が遠方で通学が困難」であった。

## ■ 受講に関するステーションの課題（上位3つまで）（N=1965）



## ■ 看護職員に想定される課題（上位3つまで）（N=1965）



※回答者は、訪問看護ステーション（全国訪問看護事業協会会員訪問看護ステーション）の管理者 N = 1965  
令和2年度 訪問看護ステーションにおける特定行為研修制度促進に係る課題等調査事業

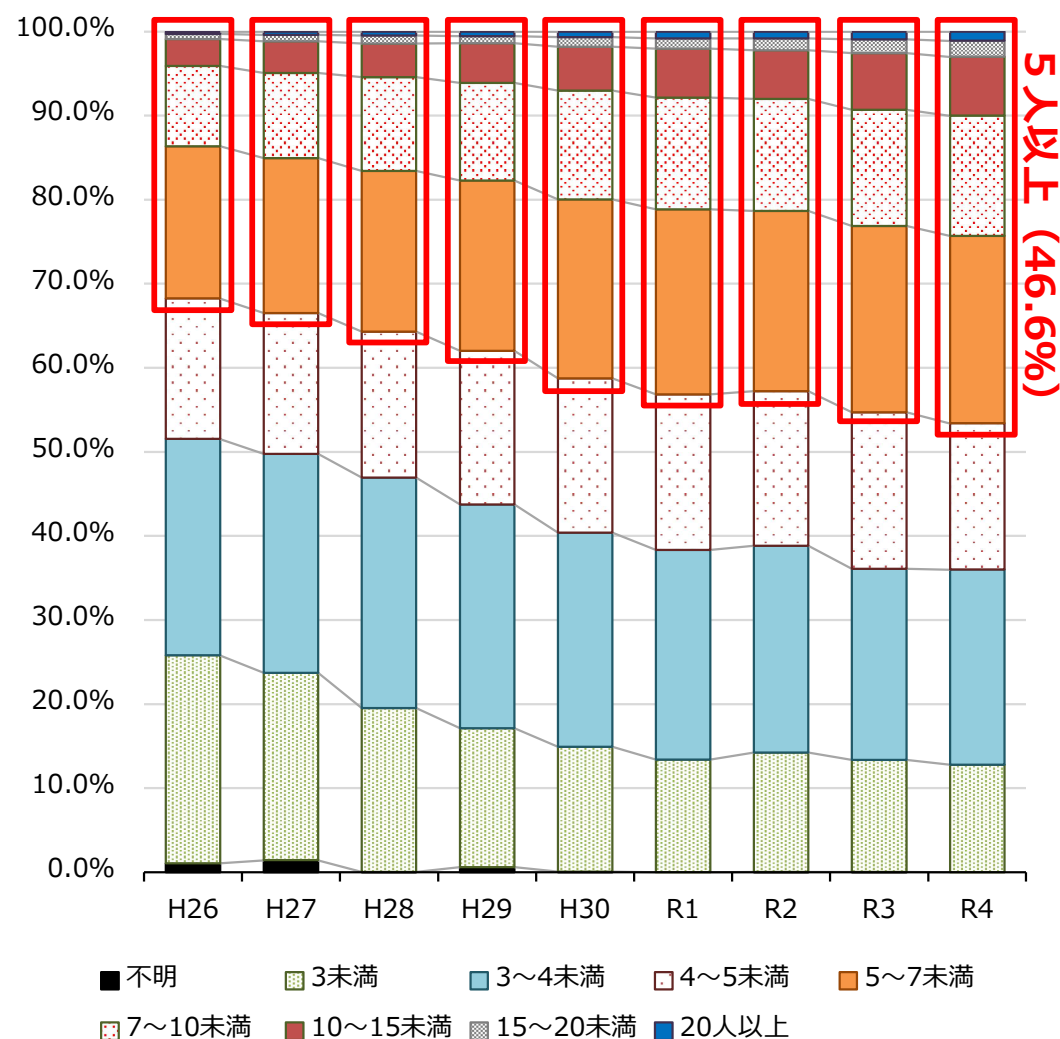
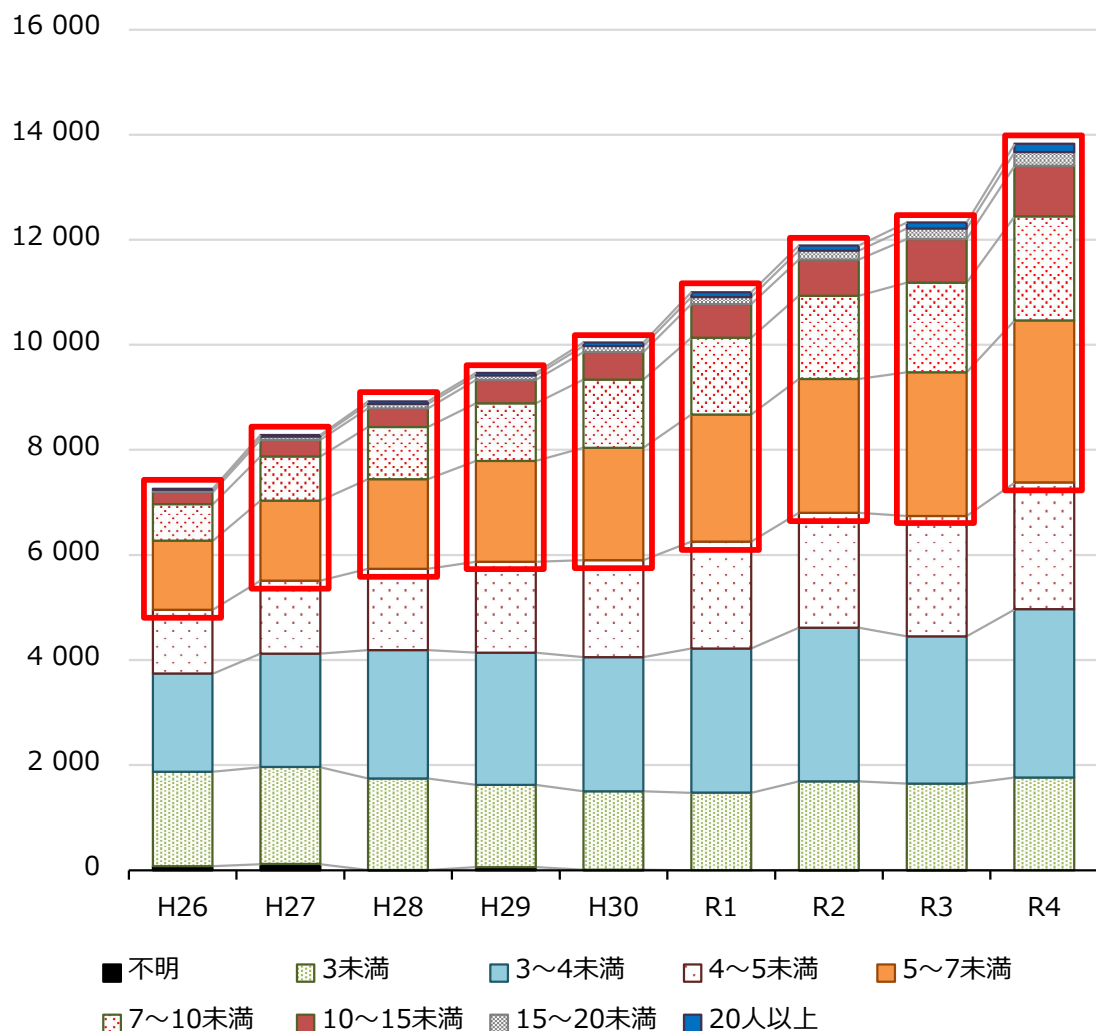
# 看護職員の規模別の訪問看護ステーション数の推移

中医協 総-2  
5. 7. 12

○ 看護職員規模(常勤換算)別の訪問看護ステーション数・割合とも、常勤換算5人以上が増加傾向にある。

## ■ 看護職員規模別訪問看護ステーション数の推移

## ■ 看護職員規模の推移



# 機能強化型訪問看護ステーション

意見交換 資料 - 2 参考  
R 5 . 5 . 1 8



「※」は1～3で要件が異なることを示す  
届出には、要件に定める期間の実績が必要。

| 要件  | ターミナルケアや重症児の受け入れ等を積極的に行う手厚い体制を評価                  |                                      | 地域の訪問看護の人材育成等の役割を評価   |
|---|---|--------------------------------------|---|
|   | 機能強化型 1   | 機能強化型 2                              | 機能強化型 3   |
| ① 看護職員の数、割合   | 常勤7人以上（1人は常勤換算可）<br>6割以上                          | 常勤5人以上（1人は常勤換算可）<br>6割以上             | 常勤4人以上<br>6割以上  |
| ② 24時間対応  | 24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施             |                                      |   |
| ③ 重症度の高い利用者の受け入れ  | 別表第7に該当する利用者数<br>10人以上/月                          | 別表第7に該当する利用者数<br>7人以上/月              | ・別表7、別表8に該当する利用者又は精神科重症患者<br>・複数の訪看STが共同している利用者<br>上記のいずれかの利用者数 10人以上/月                 |
| ④ ターミナルケア又は重症児の受け入れ実績<br>①ターミナルケア件数<br>②ターミナルケア件数、超重症児・準超重症児の利用者数<br>③超重症児・準超重症児の利用者数 | ①前年度20件以上<br>②前年度15件以上、常時4人以上<br>③常時6人以上          | ①前年度15件以上<br>②前年度10件以上、常時3人<br>③常時5人 |   |
| ⑤ 居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所を同一敷地内に設置<br>(計画作成が必要な利用者の1割程度の計画作成)                 |   |                                      |   |
| ⑥ 地域における人材育成等   | 人材育成のための研修等の実施<br>地域の医療機関、訪看ST、住民等に対する情報提供又は相談の実績 |                                      | ・医療機関や他の訪問看護STを対象とした研修2回以上/年<br>・地域住民・訪問看護STに対する情報提供や相談対応の実績<br>・地域の医療機関の看護職員の一定期間の勤務実績 |
| ⑦ 医療機関との共同  |   |                                      | ・⑥'の医療機関以外の医療機関との退院時共同指導の実績<br>・併設医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上<br>(同一敷地内に医療機関が設置されている場合に限る) |
| ⑧ 専門の研修を受けた看護師の配置   | 専門の研修を受けた看護師の配置 (望ましい)                            |                                      | 7   |

# 機能強化型訪問看護ステーションの専門の研修を受けた看護師の配置

- 令和4年度診療報酬改定において、機能強化型訪問看護管理療養費1から3は、専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましいこととして、要件を追加した。
- 機能強化型1のうち36.3%、機能強化型2のうち22.0%、機能強化型3のうち21.2%の訪問看護ステーションで専門の研修を受けた看護師が配置されている。

## 機能強化型訪問看護管理療養費の見直し

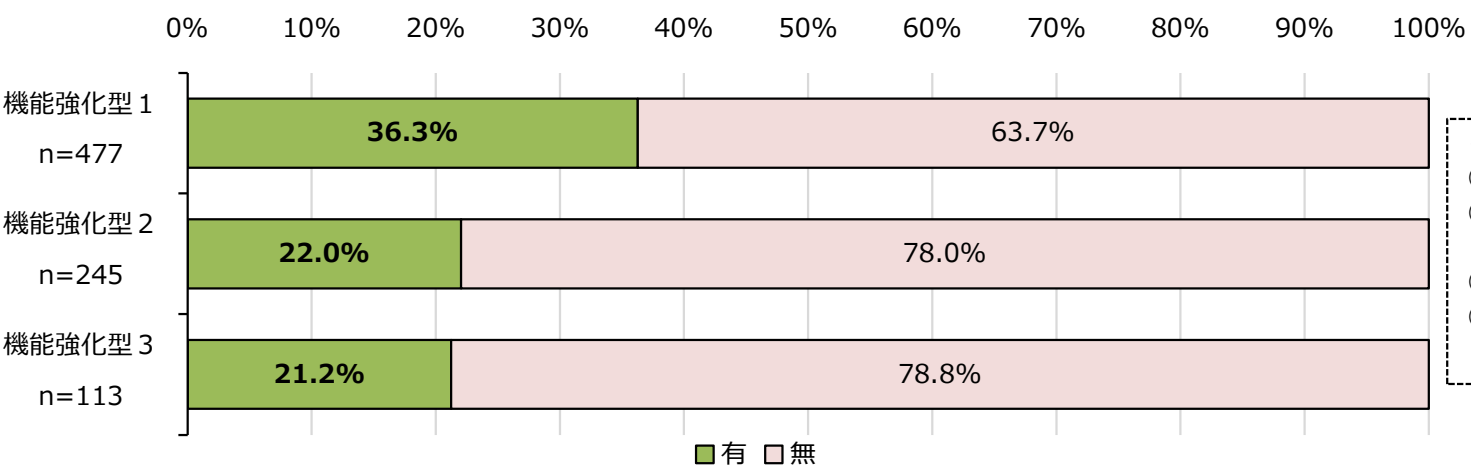
- 機能強化型訪問看護管理療養費 1 から 3 までについて、専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましいこととして、要件を追加する。

**改定後**

【機能強化型訪問看護管理療養費】  
[施設基準]

**コ 専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい。**

### ■ 機能強化型訪問看護ステーションにおける専門の研修を受けた看護師の配置状況



※専門の研修には、以下の研修が該当する。

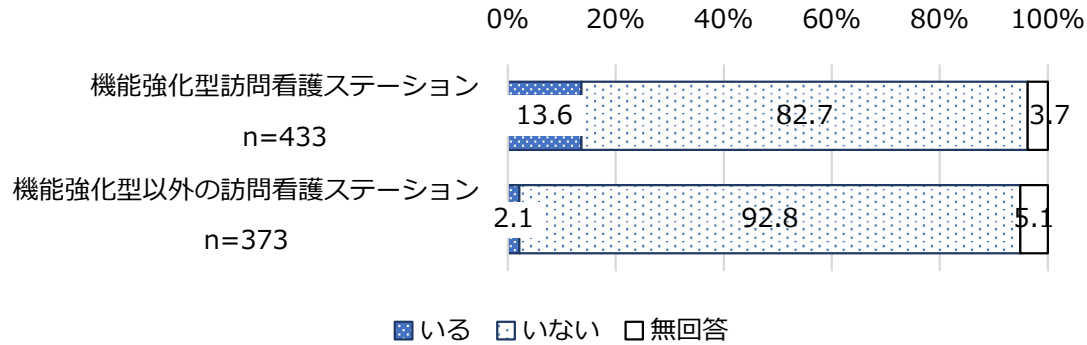
- ①日本看護協会の認定看護師教育課程
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修



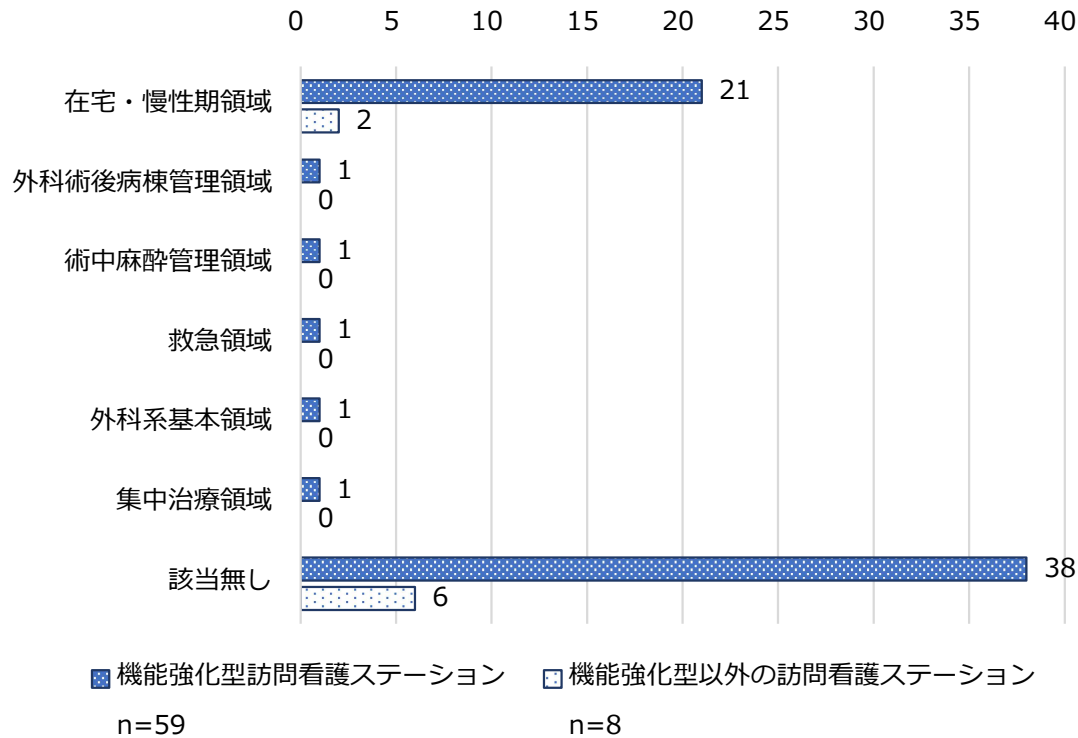
# 訪問看護ステーションの所属する特定行為研修修了者

○ 訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者の配置状況及び修了分野は以下のとおり。

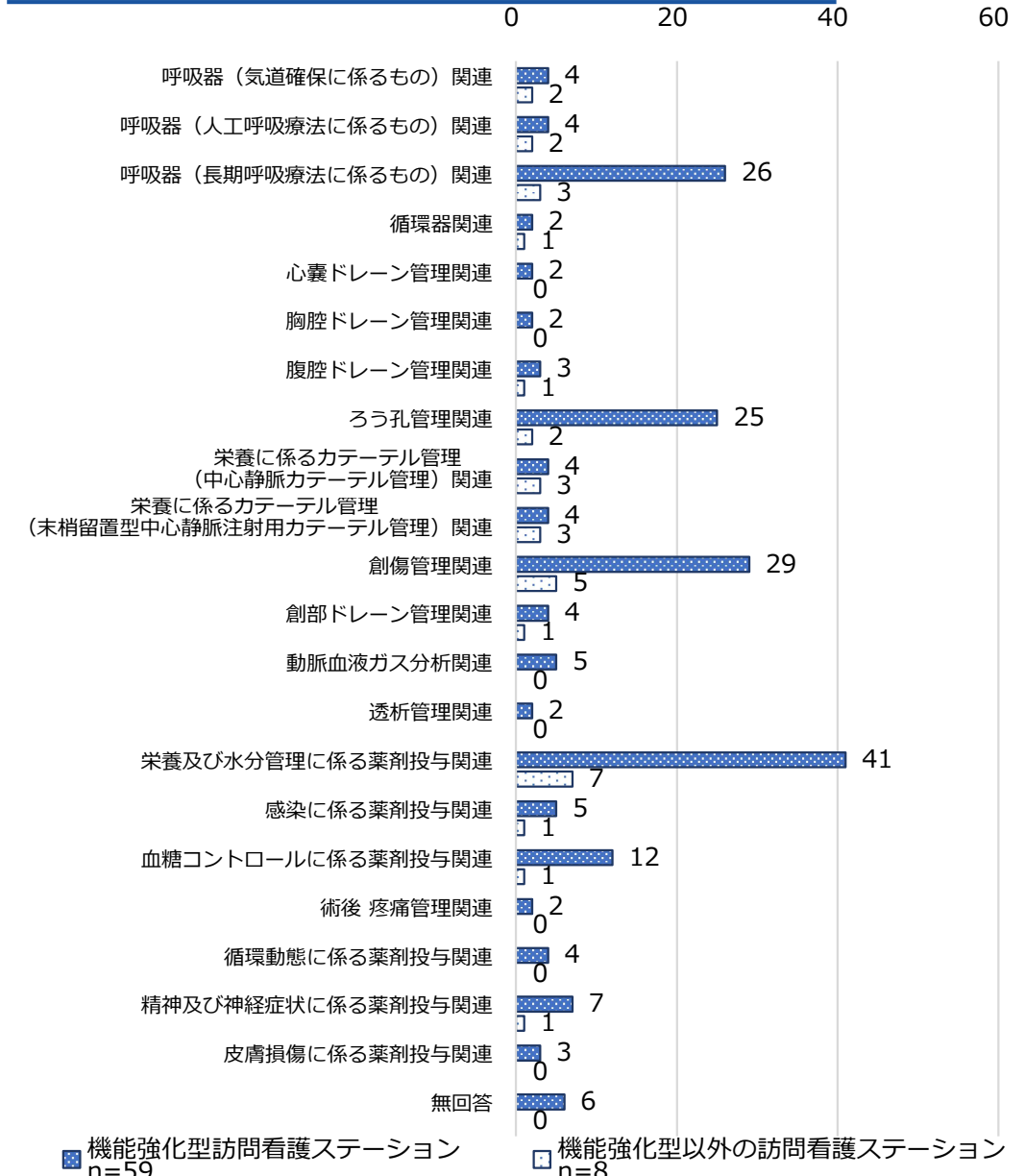
## ■ 特定行為研修修了者の有無



## ■ 特定行為研修修了者が修了しているパッケージ研修



## ■ 特定行為研修修了者が修了している特定行為区分

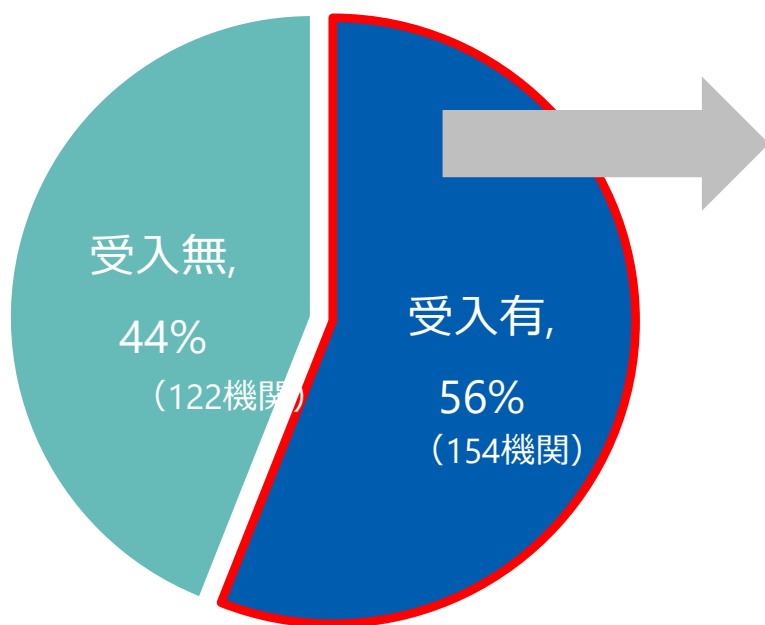


# 指定研修機関の外部受講生の受入状況

- 指定研修機関において、過去3年間で実際に一度でも外部受講生の受入実績がある機関は56%である。
- 外部受講生の受入実績のある指定研修機関のうち、ほとんどの指定研修機関は病院の受講生を受け入れているが、訪問看護ステーション等の受講生の受入は50%以下である。

## ■ 指定研修機関のうち、外部受講生の受入状況

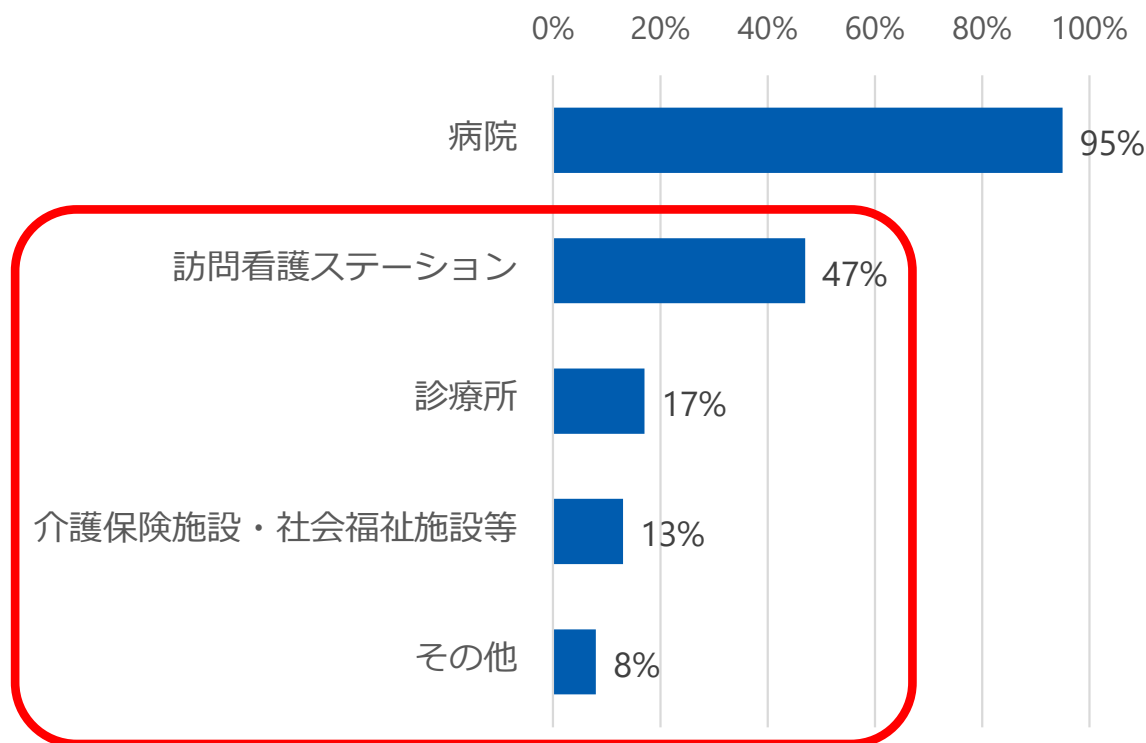
(令和3～5年度の実績)



n = 276

## ■ 受入実績のある外部受講生の属性

(複数回答可)



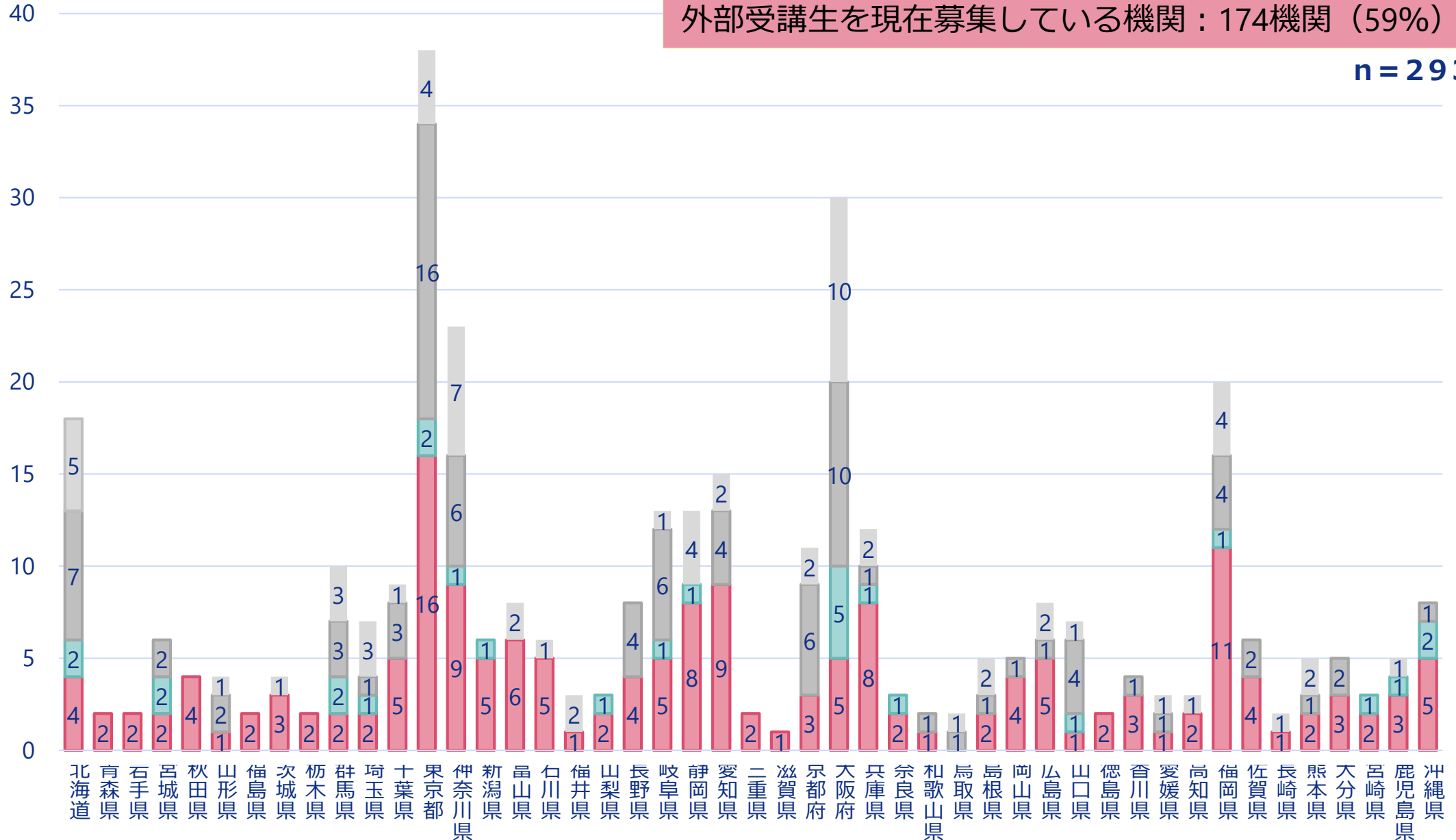
n = 154

# 指定研修機関の外部受講生の受入状況-都道府県別-

■ 募集有 ■ 今後募集予定 ■ 募集無 ■ 未回答

外部受講生を現在募集している機関：174機関（59%）

n = 293



令和5年8月 厚生労働省医政局看護課調べ  
 (令和5年7月時点の指定研修機関360機関に質問紙を用いて調査。調査機関は7月31日～9月8日)

# 地域における特定行為実施体制推進事業（令和5年度補正予算）

## 地域支援型の指定研修機関推進事業

### 目的

指定研修機関において、訪問看護師等の地域の看護師が特定行為研修を受講しやすい体制を構築することで、地域における特定行為研修修了者の養成と活動をより一層推進する。

### 事業概要

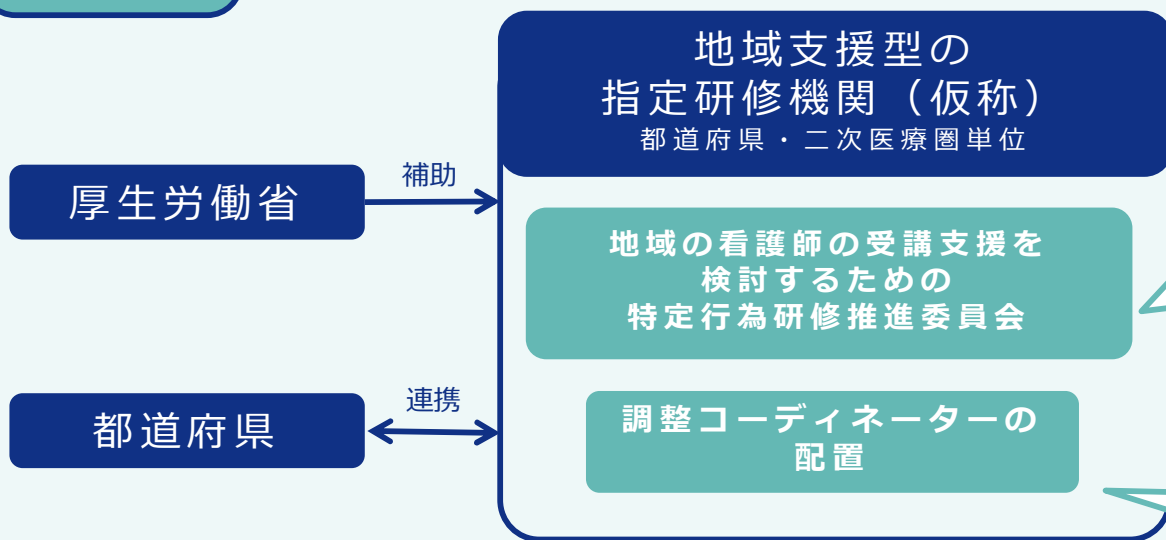
地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、以下の体制構築にかかる費用を補助する。

- 地域版特定行為研修推進委員会の設置（都道府県、二次医療圏単位）
- 地域の看護師の研修受講等を支援するコーディネーターの配置

### 実施主体

指定研修機関

### 実施体制



### 【委員会における検討事項（例）】

- 訪問看護ステーション等の看護師の実習場所の検討（訪問看護STと連携している診療所が協力施設となり、在宅で実習できる体制の検討）
- 研修中の代替職員の確保・調整の方法の検討（自施設看護師の派遣、自治体や都道府県ナースセンター等と連携等）
- 過去の受講支援の実績をふまえたR6年度後半以降の訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの検討、作成 等

- 調整コーディネーターは、上記の委員会での決定事項を実施する。
- 訪問看護ステーション等の看護師の実習場所の調整、代替職員を調整・確保する役割を担う

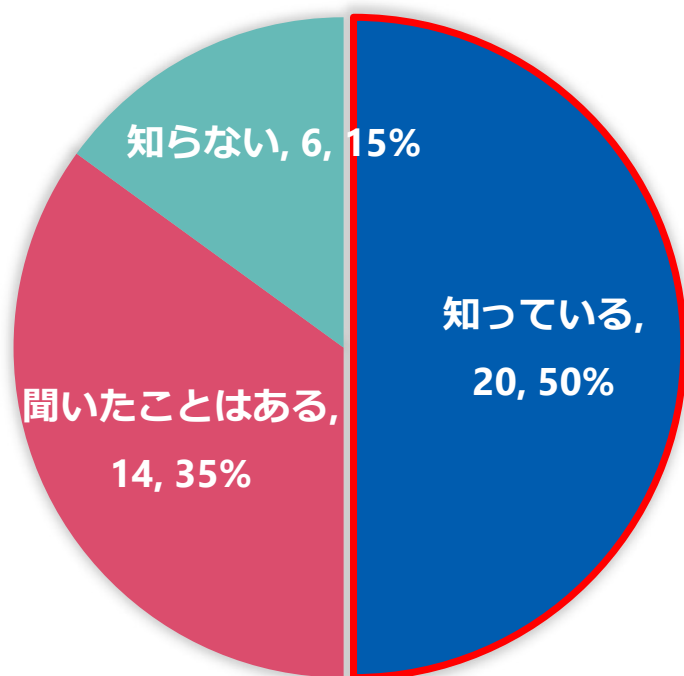


# 地域の医療機関における看護師の特定行為研修制度の認知状況

真壁医師会（茨城県）管内において「胃ろうカテーテルの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、気管カニューレの交換、褥瘡の処置などの診療をすることがある」もしくは「訪問診療または往診している」のいずれかが該当すると回答した医療機関40施設に対し本制度を知っているか調査したところ、知っていると回答した施設は50%（20施設）であった。

## 看護師の特定行為研修制度を知っているか

N = 40



## 「知っている」と回答した20施設の内、 修了者に業務を依頼したことがあるか

| ある        | なし         | N = 20 |
|-----------|------------|--------|
| 2施設 (10%) | 18施設 (90%) |        |

## 上記でなしと回答した施設のうち、 今後依頼する可能性があるか

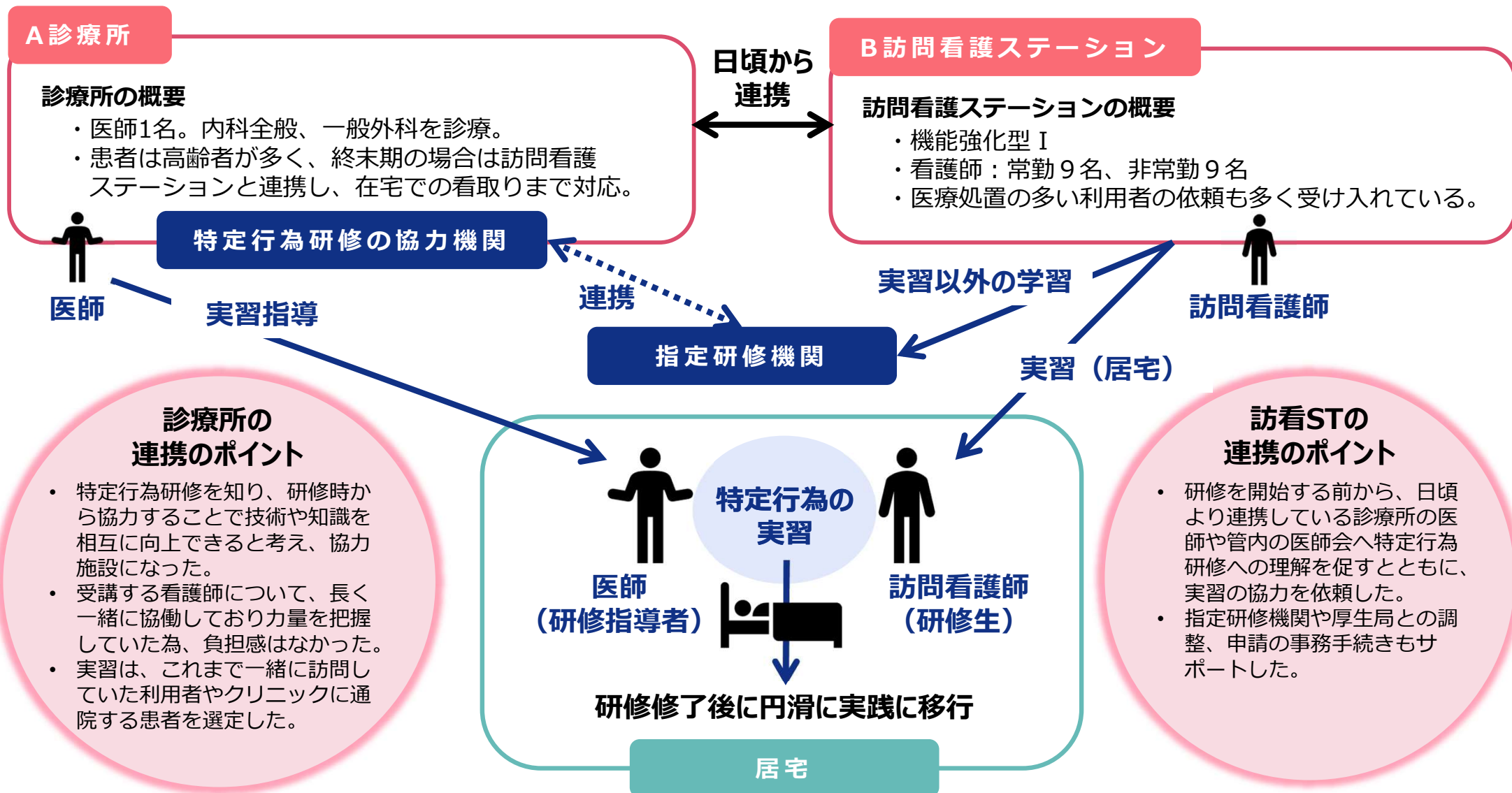
| ある        | なし        | 不明        | N = 18 |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 7施設 (39%) | 3施設 (17%) | 8施設 (44%) |        |

R5特対「看護師の特定行為に係る地域共通の手順書作成・周知事業」において

真壁医師会が管内医療機関111施設に実施した調査結果（令和5年7月31日）より看護課で作成

# 居宅において特定行為研修の実習を実施した事例

訪問看護ステーションが日頃より連携している診療所が協力施設となることで、看護師は特定行為研修修了後の活動が円滑となり、医師の診療時間を確保できることにつながった。



# 地域における特定行為実施体制推進事業（令和5年度補正予算）

## 地域標準手順書普及等事業

### 目的

地域において特定行為研修制度を普及し診療所等の医師が手順書を活用できるよう周知等を図ることで、特定行為研修修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、地域における特定行為研修修了者の活躍を推進する

### 事業概要

訪問看護ステーション等の修了者の活躍を推進するため、関係団体等に対し、以下の取組にかかる費用を補助する。

- ・ 地域標準手順書普及等推進委員会の設置
- ・ 標準的な手順書例（在宅パッケージに含まれる行為）の地域の実情に応じた調整・周知等
- ・ 地域向けの特定行為に係る周知・広報 等

### 実施主体

関係団体等

### 実施体制

厚生労働省

補助

自治体

連携



病院

診療所

訪問看護ST

施設

# 地域における特定行為研修修了者の養成・活動の推進

(「事業所における新規養成」「医療機関からのアウトリーチ」の二本柱)

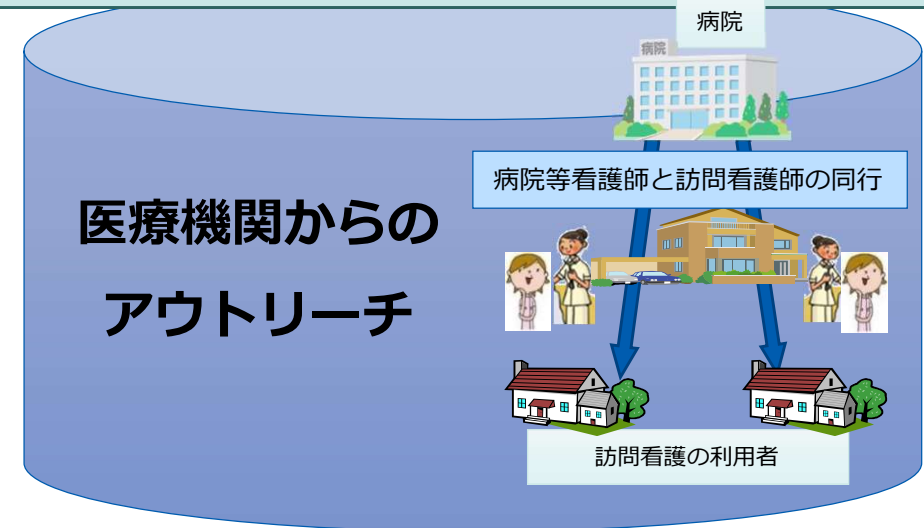
- 地域における特定行為研修修了者の養成と活動の推進については、医療機関や訪問看護ステーション等の組織を超えて、地域に必要な医療機能を確保する観点を踏まえた、特定行為研修修了者の養成と活動の仕組みが必要。
- その上で、「訪問看護事業所等における新規養成」と「医療機関からのアウトリーチ」を軸に、地域における特定行為研修修了者の養成と活動を推進する。

## 地域

特定行為研修修了者による効果的・効率的な地域の医療の質の向上



事業所における新規養成を促進・支援する施策  
⇒課題に応じた支援策



医療機関からのアウトリーチを推進する施策  
⇒医療機関の修了者養成と活用の促進  
組織的かつ継続的な養成と活動を推進する取組への支援